

KEIRIN



広報 **KEIRIN**

競輪第45号
(毎月1回発行)

発行
財団法人JKA
競輪広報グループ
東京都千代田区
六番町4番地6
電話 03(3239)9420



「東日本大震災被災地支援 第53回朝日新聞社杯競輪祭」で優勝した長塚智広選手

目 次	
<p>今月のトピックス</p> <p>長塚智広が優勝「東日本大震災被災地支援 第53回朝日新聞社杯競輪祭」</p> <p>S級S班選手決まる</p> <p>前橋競輪場でもミッドナイト競輪開催</p> <p>1月の競輪開催日程…………… 2</p> <p>競輪選手の登録事項の変更…………… 3</p> <p>競輪選手の登録消除…………… 3</p> <p>競輪審判員の登録消除…………… 5</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」及び 「競走車部品認定基準」の一部改正について ……5</p>	<p>競輪自転車の登録証記載事項の変更…………… 30</p> <p>競輪自転車の登録更新…………… 30</p> <p>競輪自転車のヘッドマークの変更…………… 30</p> <p>平成23年12月競輪出場あっせん状況…………… 31</p> <p>平成23年12月開催出場あっせん概況表…………… 31</p> <p>平成23年12月開催競輪選手需給状況表…………… 31</p> <p>平成24年1月競輪出場あっせん計画…………… 32</p> <p>平成24年1月開催競輪選手需給計画表…………… 32</p> <p>登録・認定数等…………… 32</p> <p>車券売上状況(11月分)…………… 33</p>
<p>競輪・オートレースホームページ http://www.keirin-autorace.or.jp</p>	

今月のトピックス

長塚智広が優勝「東日本大震災被災地支援 第 53 回 朝日新聞社杯競輪祭」

「東日本大震災被災地支援 第 53 回朝日新聞社杯競輪祭 (G I)」決勝戦は 12 月 4 日、小倉競輪場で行われ、長塚智広 (茨城) が優勝した。長塚は GI 初制覇。賞金 2590 万円 (副賞含む) と「KEIRIN グランプリ 2011」(12 月 30 日 平塚競輪場) の出場権を獲得した。2 着には武田豊樹 (茨城)、3 着には海老根恵太 (千葉) が入った。

長塚智広選手の話: 武田さんとは離れないように、お客さんの期待に応えようと考えながら走りました。グランプリ出場は夢のようです。出る以上は優勝目指してがんばります。

S 級 S 班選手決まる

平成 24 年 S 級 S 班の選手が以下のように決まった。適用期間は平成 23 年 12 月 27 日から平成 24 年 12 月 26 日まで。平成 24 年から人数は 9 人になる。

村上義弘 (73 期 京都)、深谷知広 (96 期 愛知)、浅井康太 (90 期 三重)、伏見俊昭 (75 期 福島)、長塚智広 (81 期 茨城)、山口幸二 (62 期 岐阜)、武田豊樹 (88 期 茨城)、佐藤友和 (88 期 岩手)、成田和也 (88 期 福島)

前橋競輪場でもミッドナイト競輪開催

インターネット利用者向けに小倉競輪場で開催されているミッドナイト競輪が平成 24 年 2 月 2 日 (木) から前橋競輪場でも開催されることになった。

また、これに先立つ平成 24 年 1 月からのミッドナイト競輪では、今までの「2 車複」「2 車単」「3 連複」「3 連単」に加え、「ワイド」が発売される。

開催日程は以下の通り。

【小倉競輪場】

平成 24 年 1 月 27 日 (金) ~ 28 日 (土)
同 2 月 10 日 (金) ~ 11 日 (土)
同 2 月 24 日 (金) ~ 25 日 (土)

【前橋競輪場】

平成 24 年 2 月 2 日 (木) ~ 3 日 (金)
同 2 月 16 日 (木) ~ 17 日 (金)
同 3 月 1 日 (木) ~ 2 日 (金)
同 3 月 15 日 (木) ~ 16 日 (金)

東日本大震災被災地支援 第 53 回朝日新聞社杯競輪祭(G)決勝成績 = 12 月 4 日小倉 11R・先頭固定競走 2425m =

Table with 8 columns: 着順, 枠番, 車番, 選手名, 年令, 登録, 上がり着差, 今回成績. It lists the results of the 53rd Asahi Shimbun Cup Keirin Festival (G) final race held on Dec 4th at Kokura Keirin Course.

▽決め手 = 差し
▽ 2 枠複 ② - ④ 390 円 ②
▽ 2 車単 ④ - ② 920 円 ③
▽ 3 連単 ④ ② ⑨ 4,520 円 ⑩



(写真提供 共同通信社)

1 月の競輪開催日程

A large table listing the schedule of keirin races for January across various locations. It includes columns for location, race dates, and specific race types or events.

(注) 1. 太字は F I 以上の開催をあらわす。(【 】は F I を表す)
2. 太字のナはナイター競輪をあらわす。
3. 小倉の M はミッドナイト競輪をあらわす。

選手

登録事項の変更

(23JKA 指導第 1 号の 34 平成 23 年 11 月 25 日)

県内移動 (5 名) 適用日 平成 23 年 11 月 23 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
12802	宇澤 恵一	13562	石橋 裕幸
14066	池田 勇人	14322	片岡 迪之
14695	山口 茂		

同

(23JKA 指導第 1 号の 35 平成 23 年 12 月 2 日)

県内移動 (3 名) 適用日 平成 23 年 11 月 30 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
10861	二塚 正裕	14355	小酒 大司
14595	瀧本 匡平		

同

(23JKA 指導第 1 号の 36 平成 23 年 12 月 9 日)

県内移動 (2 名) 適用日 平成 23 年 12 月 7 日

登録番号	氏名	登録番号	氏名
13367	中村 賢	14558	松尾 透

登録削除

(23JKA 指導第 1 号の 34 平成 23 年 11 月 25 日)

(4 名) 登録削除日 平成 23 年 11 月 17 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
佐賀	8304	16801	A2	西村 康博
香川	10799	10872	A3	田淵 徹
愛媛	11316	18547	A3	山崎 謙介
群馬	12949	17008	A3	小山 浩史

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(2 名) 登録削除日 平成 23 年 11 月 18 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
長野	9961	19044	A2	藤本 達也
千葉	12958	17482	A1	川名 剛

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(4 名) 登録削除日 平成 23 年 11 月 22 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
熊本	10250		A3	廣田 淳二
岡山	10679	10781	A3	宮元 隆浩
広島	10916	12529	A3	岩田 直樹
熊本	11450	18601	A3	藤村 照彦

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(23JKA 指導第 1 号の 35 平成 23 年 12 月 2 日)

(9 名) 登録削除日 平成 23 年 11 月 24 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
香川	9325	9217	A3	船場 博之
福島	9735	19067	A3	森 人志
福島	10167	18605	A2	房州 俊一
千葉	10867	16033	A1	小島 博幸
福島	11092		A3	風間 早志
福島	11094	17674	A3	橋本 豊
福島	11775	18657	A3	安田 久一
鹿児島	12332		A1	長崎 勝浩
福島	13536		A3	皆川 淳

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(4 名) 登録削除日 平成 23 年 11 月 25 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
三重	9303	14659	A3	金濱 孝志
宮城	9833	18578	A3	佐藤 義則
熊本	10838		A3	岡 佳司郎
和歌山	12022	12864	A3	生熊 真一

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(8 名) 登録消除日 平成 23 年 11 月 28 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
埼玉	8614		A3	新井 正昭
愛知	9550		A3	門田 康教
栃木	9840	18459	A2	前原 正良
静岡	9987	18907	A2	三上 金弥
埼玉	10398	15765	A3	中村 健二
神奈川	10749	11091	A2	久保 俊高
栃木	10976		A3	福田 祐治
和歌山	11521	14052	A3	井田 永吾

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(8 名) 登録消除日 平成 23 年 11 月 29 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
東京	9000	18900	A3	佐々木英昭
熊本	9604	17912	A3	伊木 正明
愛媛	10259	11409	S2	菊池 仁志
広島	11049	11512	A3	森江 孝行
熊本	11078	17566	A3	藏野 圭一
石川	11275	18491	A2	吉川 祐二
岐阜	11698	18232	A2	田中 三善
静岡	12440	15056	A2	木部 孝美

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(23JKA 指導第 1 号の 36 平成 23 年 12 月 9 日)

(1 名) 登録消除日 平成 23 年 12 月 2 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
山口	12912	14410	A2	出見 実成

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(1 名) 登録消除日 平成 23 年 12 月 5 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
和歌山	10327	10456	A1	石田 和雄

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(1 名) 登録消除日 平成 23 年 12 月 6 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
静岡	11365	15054	A3	飯沼 繁一

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(23JKA 指導第 1 号の 37 平成 23 年 12 月 16 日)

(2 名) 登録消除日 平成 23 年 12 月 8 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
福井	12018		A1	鈴木 一央
山口	12301	13369	A2	三輪 直弘

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

(2 名) 登録消除日 平成 23 年 12 月 13 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
宮城	8972		A3	菅田 順和
宮城	13674		A3	山崎 陽祐

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

審判員

登録消除

「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に基づき、下記のとおり登録を消除しました。

(23JKA 競運第 59 号 平成 23 年 11 月 11 日)

(2名)

地区	登録番号	認定番号	氏名	消除日	適用条項
中日本	3465	B-257	太田 理	平成 23 年 11 月 2 日	登録規則 第 13 条 第 1 号
中日本	3660	A-228	駒田 徹	平成 23 年 11 月 2 日	登録規則 第 13 条 第 1 号

自転車

「競走車部品の認定に関する要領」及び「競走車部品認定基準」の一部改正について

(23JKA 競運第 67 号 平成 23 年 12 月 14 日)

平成 22 年第 2 回競輪政策決定会議において、女子選手による競輪を実施することが決定し、平成 23 年 7 月 1 日、女子選手が使用するカーボン製フレームの検査基準等を定めた「自転車の検査の要領」及び登録するための基準を定めた「競走車安全基準」が認可されたことを受け、カーボン製フレームに取り付ける競走車部品を認定するための基準等を追加する一部改正を行いました。

また、昨今の自転車規格 (J I S 規格又は E N 規格等) の変更を踏まえ、一部の競走車部品の認定基準について所要の改正を行いました。

施行日は平成 23 年 12 月 14 日。

競走車部品の認定に関する要領 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>1 目的 本財団は、競走車安全基準の規定に基づき、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、競輪に使用する自転車の部品 (以下「競走車部品」という。) の認定基準を定め、その基準に適合した部品を認定し、もって検車業務の適正かつ円滑な遂行を図る。</p> <p>2 適用範囲 本財団が、この要領により認定した競走車部品 (以下「認定部品」という。) は、すべての競輪に使用できるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>3 認定の申請 (1) 競走車部品の認定を申請しようとする者は、様式第 1 に定める競走車部品認定申請書を本財団に提出する。</p> <p>(2) (1) の規定による申請は、その競走車部品の製造業者 (海外に所在する場合を含む。以下同じ。) が行わなければならない。ただし、競走車部品の製造業者が海外に所在する場合にあっては、当該製造業者と取引のある国内の業者が申請を行うことができる。</p> <p>(3) 製造業者は、認定部品の仕様を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の部品に関し、本財団に競走車部品仕様変更申請書 (様式第 2) を提出しなければならない。</p>	<p>1 目的 (同 左)</p> <p>2 適用範囲 (1) 本財団が、この要領により認定した競走車部品 (以下「認定部品」という。) のうち、競走車安全基準の表 1 に示す認定部品については、すべての競輪に使用できるものとする。ただし、競走車部品認定基準 (以下「認定基準」という。) の 3 に別段の定めがされている認定部品については、この限りではない。</p> <p>(2) 認定部品のうち、競走車安全基準の表 2 に示す認定部品については、女子選手が出場する競輪にのみ使用できるものとする。</p> <p>3 認定の申請 (1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 製造業者は、認定部品の仕様を変更又は追加しようとするときは、あらかじめ変更又は追加後の部品に関し、本財団に競走車部品仕様変更・追加申請書 (様式第 2) を提出しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>4 認定</p> <p>(1) 本財団は、認定申請に係る競走車部品が別に定める競走車部品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合し、実走による不具合がないこと、かつ、供給が確保できることを確認したとき認定する。</p> <p>(2) 本財団は、競走車部品を認定したときは、競走車部品認定簿（様式第3）に所要の事項を記載する。</p> <p>(3) 本財団は、競走車部品を認定したときは、当該部品の申請者に対して、競走車部品適合認定証（以下「認定証」という。）（様式第4）を交付する。</p> <p>5 認定の表示</p> <p>認定を受けた者は、当該部品に様式第5に定める表示をしなければならない。</p> <p>6 競走車部品適合認定証記載事項の変更</p> <p>(1) 認定を受けた者は、その認定証の記載事項に変更があったときは、変更があった日から1月以内に競走車部品適合認定証記載事項変更届出書（様式第6）に認定証を添えて本財団に提出しなければならない。</p> <p>(2) 本財団は、(1)による届出を受け付けたときは、認定証の記載事項を変更し、申請者に対して、新たに認定証を交付する。</p> <p>7 認定証の再交付</p> <p>(1) 認定を受けた者は、認定証を滅失し、又はき損したときは、認定証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定により再交付を申請しようとするときは、様式第7に定める競走車部品適合認定証再交付申請書を本財団に提出しなければならない。</p> <p>(3) 本財団は、認定証の再交付を受け付けたときは、申請者に対して、新たに認定証を交付する。</p>	<p>4 認定</p> <p>(1) 本財団は、認定申請に係る競走車部品が別に定める認定基準に適合し、実走による不具合がないこと、かつ、供給が確保できることを確認したとき認定する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>5 認定の表示</p> <p>(同 左)</p> <p>6 競走車部品適合認定証記載事項の変更</p> <p>(同 左)</p> <p>7 認定証の再交付</p> <p>(同 左)</p>

現 行	改 正 案
<p>8 認定証の返還</p> <p>認定を受けた者は、12の規定による認定取消しの通知を受けたときは、遅滞なく認定証を本財団に返還しなければならない。</p> <p>9 認定部品の製造業者の廃業等の届出</p> <p>認定部品の製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める者は、その日(1の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、競走車部品認定取消申請書（様式第8）に認定証を添えて、本財団に届け出なければならない。</p> <p>(1) 製造業者が死亡したときは、その相続人</p> <p>(2) 製造業者である法人が解散したときは、その法人を代表する役員であつた者</p> <p>(3) 認定部品の製造を中止したときは、製造業者であつた個人又は製造業者であつた法人を代表する役員</p> <p>10 認定の取消し</p> <p>本財団は、認定部品又はその製造業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める日をもってその部品の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 製造業者が認定の取消しを申請したときは、申請のあつた日から起算して1年を経過する日</p> <p>(2) 認定部品が認定基準に適合しなくなったときは、その事実を知った日</p> <p>(3) 認定部品に製造上著しい欠陥が発見されたときは、その事実を知った日</p> <p>(4) 3に規定する申請について虚偽の記載があつたときは、その事実を知った日</p> <p>(5) 公正安全を阻害する恐れがあるときは、その事実を知った日</p> <p>(6) 製造業者が9(1)又は(2)による届出を怠り、かつ、本財団がその事実を知ったときは、その事実を知った日から起算して1年を経過する日</p> <p>11 使用者認定</p> <p>(1) 本財団は、10(1)又は(6)により認定を取り消した部品であっても、別に定める使用者認定に係る基準に適合したときは、選手が申請した場合に限り、部品毎に定める期間において当該部品の使用を認定（以下「使用者認定」という。）する。</p> <p>(2) 使用者認定を申請しようとする選手は、当該競走車部品の認定取消しの日前60日までに、競走車部品使用者認定申請書（様式第9）を本財団に提出しなければならない。</p>	<p>8 認定証の返還</p> <p>(同 左)</p> <p>9 認定部品の製造業者の廃業等の届出</p> <p>(同 左)</p> <p>10 認定の取消し</p> <p>(同 左)</p> <p>11 使用者認定</p> <p>(同 左)</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) 本財団は、使用者認定の期限についてそれぞれ部品毎の特性を考慮し、認定取消日の翌日から起算して最大 2 年を限度として別に定める。</p> <p>(4) 本財団は、使用者認定を行ったときは、競走車部品使用者認定簿（様式第 1 0）に所要の事項を記載する。</p> <p>(5) 本財団は、使用者認定を行ったときは、使用者認定を受けた選手に対して、競走車部品使用者認定証（以下「使用者認定証」という。）（様式第 1 1）を交付する。</p> <p>(6) 使用者認定を受けた選手が、使用者認定部品を使用し競輪に参加する場合は、使用者認定証を携帯しなければならない。</p> <p>(7) 使用者認定を受けた選手は、その使用者認定証の記載事項に変更があったときは、変更があった日から 1 月以内に競走車部品使用者認定証記載事項変更届出書（様式第 1 2）に使用者認定証を添えて本財団に提出しなければならない。</p> <p>(8) 本財団は、(7) による届出を受け付けたときは、使用者認定証の記載事項を変更し、申請者に対して、新たに使用者認定証を交付する。</p> <p>(9) 使用者認定を受けた選手は、使用者認定証を滅失し、又はき損したときは、使用者認定証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>(10) (9) の規定により再交付を申請しようとするときは、競走車部品使用者認定証再交付申請書（様式第 1 3）を本財団に提出しなければならない。</p> <p>(11) 本財団は、使用者認定証の再交付を受け付けたときは、申請者に対して、新たに使用者認定証を交付する。</p> <p>(12) 使用者認定を受けた選手は、使用者認定の期限終了後、遅滞なく使用者認定証を本財団に返還しなければならない。</p> <p>(13) 本財団は、使用者認定部品が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める日をもってその使用者認定部品を取り消さなければならない。</p> <p>① 部品の有効期限が終了したときは、当該部品の有効期限が終了した日</p> <p>② 公正安全を阻害する恐れがあるときは、その事実を知った日</p> <p>1 2 通知</p> <p>(1) 本財団は、競走車部品を認定し若しくはその認定を取り消したとき、仕様を変更したとき又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会（以下「競技会」という。）、社団法人日本競輪選手会（以下「選手会」という。）、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。</p>	<p>1 2 通知</p> <p>(1) 本財団は、競走車部品を認定し若しくはその認定を取り消したとき、仕様を変更し若しくは追加したとき又は認定証記載事項を変更したときは、財団法人日本自転車競技会（以下「競技会」という。）、社団法人日本競輪選手会（以下「選手会」という。）、当該競走車部品製造業者及び登録自転車製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。</p>

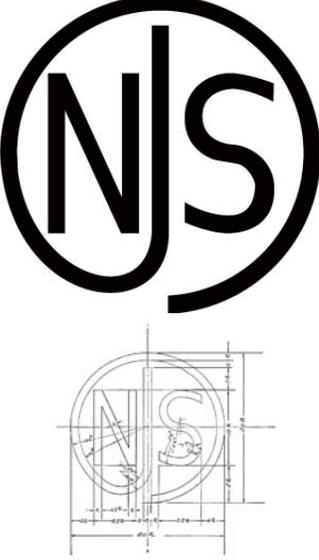
現 行	改 正 案
<p>(2) 本財団は、使用者認定を行ったとき又は使用者認定を取り消したときは、使用者認定を受けた選手、競技会、選手会、及び当該競走車部品製造業者にその旨を通知するとともに、本財団の発行する会報及びホームページに記載する。また、使用者認定証記載事項を変更したときは、競技会にその旨を通知する。</p>	<p>(同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日から施行する。</p>

現 行	改 正 案
<p>様式第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">競走車部品認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名及び部品の商標 部 品 名 部品の商標</p> <p style="text-align: right;">※申請者の住所 ※申請者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">競走車部品の認定の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」3 (1) に基づき、下記の書類及び実物を添付のうえ、競走車部品の認定を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様書 2 図 面 3 試験成績表 (競走車部品認定基準に従って、財団法人自転車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質評価研究機構が検査し、作成したもの。) 4 実物 1 個 5 契約書等 (海外に所在する製造業者と取引のある国内の業者が申請を行う場合) 6 その他、本財団が必要と認めたもの <p>※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p> </div>	<p>様式第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">競走車部品認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名及び部品の商標 部 品 名 部品の商標</p> <p style="text-align: right;">※申請者の住所 ※申請者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">競走車部品の認定の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」3 (1) に基づき、下記の書類及び実物を添付のうえ、競走車安全基準 <u>表 1</u> <u>表 2</u> に示す競走車部品の認定を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様書 2 図 面 3 試験成績表 (競走車部品認定基準に従って、財団法人自転車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質評価研究機構が検査し、作成したもの。) 4 実物 1 個 5 契約書等 (海外に所在する製造業者と取引のある国内の業者が申請を行う場合) 6 その他、本財団が必要と認めたもの <p>※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p> </div>

現 行	改 正 案
<p>様式第 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">競走車部品仕様変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名、認定番号及び部品の商標 部 品 名 認 定 番 号 部品の商標</p> <p style="text-align: right;">※申請者の住所 ※申請者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">競走車部品の仕様変更の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」3 (3) に基づき、下記の書類及び実物を添付のうえ、競走車部品の仕様変更を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様変更前及び仕様変更後の仕様書 2 仕様変更前及び仕様変更後の図面 3 試験成績表 (競走車部品認定基準に従って、財団法人自転車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質評価研究機構が検査し、作成したもの。) 4 実物 1 個 5 仕様変更前の競走車部品適合認定証 6 その他、本財団が必要と認めたもの <p>※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p> </div>	<p>様式第 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">競走車部品仕様変更・追加申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名、認定番号及び部品の商標 部 品 名 認 定 番 号 部品の商標</p> <p style="text-align: right;">※申請者の住所 ※申請者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">競走車部品の仕様変更・追加の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」3 (3) に基づき、下記の書類及び実物を添付のうえ、競走車部品の仕様変更・追加を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 仕様変更・追加前及び仕様変更・追加後の仕様書 2 仕様変更・追加前及び仕様変更・追加後の図面 3 試験成績表 (競走車部品認定基準に従って、財団法人自転車産業振興協会、財団法人日本車両検査協会又は財団法人化学物質評価研究機構が検査し、作成したもの。) 4 実物 1 個 5 仕様変更・追加前の競走車部品適合認定証 6 その他、本財団が必要と認めたもの <p>※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p> </div>

現 行	改 正 案																																														
<p>様式第 3</p> <p style="text-align: center;">競走車部品認定簿</p> <p style="text-align: right;">財団法人 J K A</p> <p>No.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部品名</th> <th style="width: 15%;">認定番号</th> <th style="width: 15%;">部品の商標</th> <th style="width: 15%;">製造業者名</th> <th style="width: 15%;">認定年月日</th> <th style="width: 15%;">認定取消日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>製造業者の住所 〒</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">変更年月日</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 70%;">変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="5" style="width: 15%;">仕 様</th> <th style="width: 15%;">形 状</th> <th style="width: 15%;">材 質</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><備考欄></p>	部品名	認定番号	部品の商標	製造業者名	認定年月日	認定取消日							変更年月日	担当	変更内容																仕 様	形 状	材 質	備 考													<p>様式第 3 (同 左)</p>
部品名	認定番号	部品の商標	製造業者名	認定年月日	認定取消日																																										
変更年月日	担当	変更内容																																													
仕 様	形 状	材 質	備 考																																												

現 行	改 正 案						
<p>様式第 4</p> <p style="text-align: center;">競 走 車 部 品 適 合 認 定 証</p> <p>部品名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">認定番号</th> <th style="width: 33%;">部品の商標</th> <th style="width: 33%;">認定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">T ー</td> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>製造業者の住所及び氏名</p> <p>上記の部品は「競走車部品の認定に関する要領」4の規定により本財団が競走車部品認定基準に適合するものであると認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財団法人 J K A 印</p>	認定番号	部品の商標	認定年月日	T ー		年 月 日	<p>様式第 4 (同 左)</p>
認定番号	部品の商標	認定年月日					
T ー		年 月 日					

現 行	改 正 案
<p>様式第 5</p> <p>競走車部品認定の表示マーク</p>  <p>部品の構造上、上記マークの表示が困難なスポークの表示マークは、以下のいずれかの表示マークとする。</p> 	<p>様式第 5 (同 左)</p>

現 行	改 正 案
<p>様式第 6</p> <p>競走車部品適合認定証記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名、認定番号及び部品の商標</p> <p>部 品 名 認 定 番 号 部品の商標</p> <p style="text-align: right;">※申請者の住所</p> <p style="text-align: right;">※申請者の氏名 印</p> <p>競走車部品適合認定証記載事項の変更について</p> <p>競走車部品適合認定証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競走車部品の認定に関する要領」6の規定に基づき、届出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更事項 旧</p> <p style="padding-left: 100px;">新</p> <p>2 添付書類 競走車部品適合認定証</p> <p>※は法人にあってはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p>	<p>様式第 6 (同 左)</p>

現 行	改 正 案
<p>様式第 7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">競走車部品適合認定証再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名、認定番号及び部品の商標 部 品 名 認 定 番 号 部品の商標</p> <p style="text-align: center;">※申請者の住所</p> <p style="text-align: center;">※申請者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">競走車部品適合認定証の再交付の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」7に基づき、下記の書類を添付のうえ、競走車部品適合認定証の再交付を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 再交付申請の事由</p> <p>2 添付書類 (1) 認定証 (き損の場合のみ) (2) 特定記録郵便の郵便料金相当の切手を貼付した返信用封筒</p> <p>※は法人にあつてはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p> </div>	<p>様式第 7 (同 左)</p>

現 行	改 正 案
<p>様式第 8</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">競走車部品認定取消申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>申請に係る部品名、認定番号及び部品の商標 部 品 名 認 定 番 号 部品の商標</p> <p style="text-align: center;">※申請者の住所</p> <p style="text-align: center;">※申請者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">競走車部品の認定取消の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」9に基づき、下記の書類を添付のうえ、競走車部品の認定の取消を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認定取消の事由</p> <p>2 添付書類 競走車部品適合認定証</p> <p>※は法人にあつてはその所在地、名称及び代表者名を記載すること。</p> </div>	<p>様式第 8 (同 左)</p>

現 行	改 正 案																																																																													
<p>様式第 1 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">競走車部品使用者認定証</p> <p>選 手 名 : 登 録 番 号 : 登 録 府 県 :</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">使用者 認定番号</th> <th style="font-size: small;">部品名</th> <th style="font-size: small;">商標名</th> <th style="font-size: small;">製造業者名</th> <th style="font-size: small;">有効期限</th> <th style="font-size: small;">個数</th> <th style="font-size: small;">認定番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">上記の部品は「競走車部品の認定に関する要領」11の規定により本財団が使用者認定により使用を認めた競走車部品であると認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財団法人 J K A 印</p> </div>	使用者 認定番号	部品名	商標名	製造業者名	有効期限	個数	認定番号																																																																							<p>様式第 1 1 (同 左)</p>
使用者 認定番号	部品名	商標名	製造業者名	有効期限	個数	認定番号																																																																								

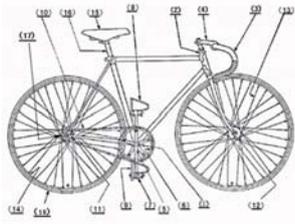
現 行	改 正 案
<p>様式第 1 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">競走車部品使用者認定証記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財団法人 J K A 会長 殿</p> <p>申請に係る使用者認定部品名、認定番号及び部品の商標</p> <p style="margin-left: 20px;">使用者認定部品名 使用者認定番号 使用者認定部品の商標</p> <p style="text-align: right;">選 手 名 印 登 録 番 号</p> <p style="text-align: center;">競走車部品使用者認定証記載事項の変更について</p> <p style="font-size: x-small;">競走車部品使用者認定証記載事項のうち下記事項について変更しましたので、「競走車部品の認定に関する要領」11(7)の規定に基づき、届出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更事項 旧</p> <p style="margin-left: 100px;">新</p> <p>2 添付書類 競走車部品使用者認定証</p> </div>	<p>様式第 1 2 (同 左)</p>

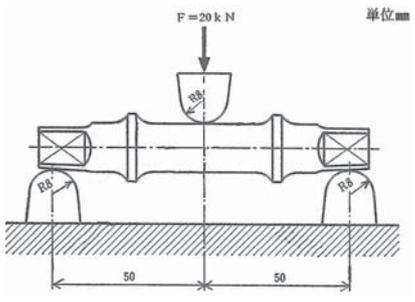
現 行	改 正 案																				
<p>様式第 13</p> <p>競走車部品使用者認定証再交付申請書</p> <p>財団法人 JKA 会長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>選 手 名 印</p> <p>登 録 番 号</p> <p>競走車部品使用者認定証の再交付の申請について</p> <p>「競走車部品の認定に関する要領」11(10)に基づき、下記の書類を添付のうえ、競走車部品使用者認定証の再交付を申請いたします。</p> <p>記</p> <table border="1"><thead><tr><th>使用者 認定番号</th><th>部品名</th><th>商標名</th><th>製造業者名</th><th>個数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>1 再交付申請の事由</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 競走車部品使用者認定証(き損の場合のみ)</p> <p>(2) 特定記録郵便の郵便料金相当の切手を貼付した返信用封筒</p>	使用者 認定番号	部品名	商標名	製造業者名	個数																<p>様式第 13</p> <p>(同 左)</p>
使用者 認定番号	部品名	商標名	製造業者名	個数																	

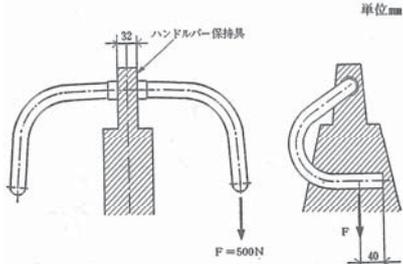
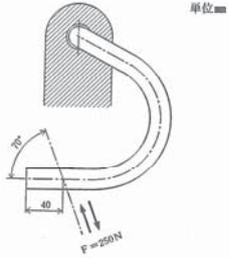
競走車部品認定基準 新旧対照表

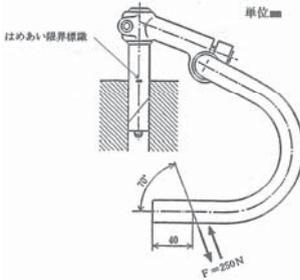
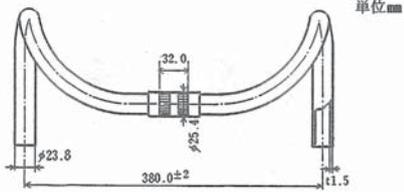
現 行	改 正 案																								
<p>本財団は、「競走車部品の認定に関する要領」4(1)の規定に基づき、この基準を定める。</p> <p>1 適 用 この基準は、次に掲げる競走車を構成する部品の性能、強度等について規定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>部 品 名</th> <th>番 号</th> <th>部 品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ハンガ</td> <td>(4)</td> <td>ハンドルポスト (ハンドルステム)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ヘッド</td> <td>(5)</td> <td>ギヤクランク</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ハンドルバー</td> <td>(6)</td> <td>ペダル</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>トークリップ</td> <td>(12)</td> <td>スポーク</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>クリップバンド</td> <td>(13)</td> <td>リム</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	部 品 名	番 号	部 品 名	(1)	ハンガ	(4)	ハンドルポスト (ハンドルステム)	(2)	ヘッド	(5)	ギヤクランク	(3)	ハンドルバー	(6)	ペダル	(7)	トークリップ	(12)	スポーク	(8)	クリップバンド	(13)	リム	<p>(同 左)</p> <p>1 適 用 この基準は、<u>単式 (1 人 乗 り)</u> 競走車を構成する部品の性能、強度等について規定する。</p> <p>(削る) ※第 3 項に一部を変更して記載</p> <p>(削る) ※第 3 項に一部を変更して記載</p>
番 号	部 品 名	番 号	部 品 名																						
(1)	ハンガ	(4)	ハンドルポスト (ハンドルステム)																						
(2)	ヘッド	(5)	ギヤクランク																						
(3)	ハンドルバー	(6)	ペダル																						
(7)	トークリップ	(12)	スポーク																						
(8)	クリップバンド	(13)	リム																						

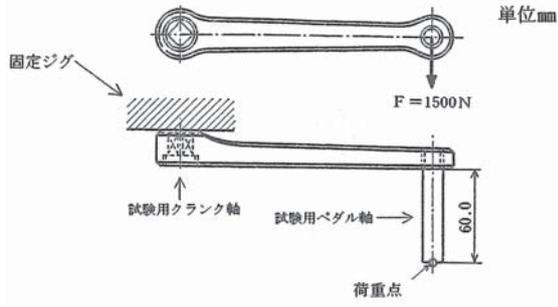
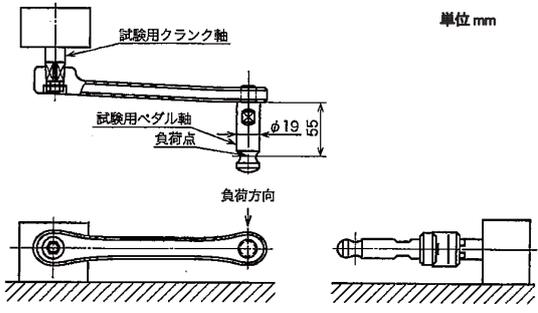
現 行	改 正 案												
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>(9)</td> <td>チェーン</td> <td>(14)</td> <td>サドル</td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>小ギヤ</td> <td>(15)</td> <td>シートポスト</td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td>ハブ</td> <td>(16)</td> <td>タイヤ</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一般的基準 (1) 金属部分の外観は、次のとおりとする。 ア 各部に鋭い先端、かえり、ぼり等があつてはならない。 イ めっきを施した面には素地の露出、はがれ、さび等の欠点があつてはならない。 ウ めっきを施さない仕上面には、さび、割れ等の欠点があつてはならない。 (2) 金属以外の部分の外観は、次のとおりとする。 ア 素地に、ひび、きず等があつてはならない。 イ 皮、ゴム、布部分に亀裂、はがれ等があつてはならない。 (3) 競技走行中の振動等により、ゆるみ、脱落等が生ずることがないものであること。 (4) 回転部は円滑に回転し、がたつき等があつてはならない。 ア 鋼球は、J I S B1501 又は同等以上のものを使用する。 イ ころがり軸受使用のものは、J I S B1511 又は同等以上のものを使用し、横荷重に対する十分な強度がなければならない。</p>	(9)	チェーン	(14)	サドル	(10)	小ギヤ	(15)	シートポスト	(11)	ハブ	(16)	タイヤ	<p>(同 左)</p> <p>2 一般的基準 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p>
(9)	チェーン	(14)	サドル										
(10)	小ギヤ	(15)	シートポスト										
(11)	ハブ	(16)	タイヤ										

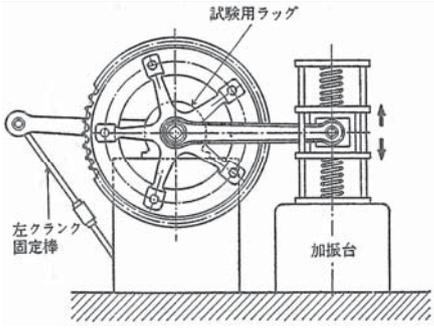
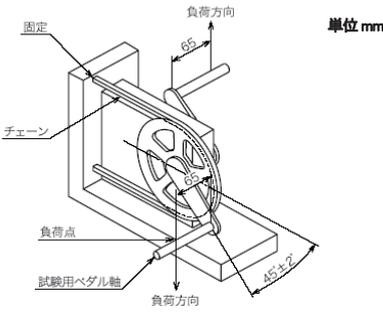
現 行	改 正 案																																								
<p>3 部品別基準 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>3 単式(1人乗り)競走車部品別基準</p> <p>スチール製フレームにおいては以下に示すすべての部品を使用することができる。カーボン製フレームにおいては(2)、(4)及び(17)を除く部品並びに次項に定めるカーボン製フレーム競走車部品別基準に適合する部品を使用することができる。</p> <p>なお、カーボン製フレームの場合、ヘッド部品、シートポスト及びチェーン調整ボルトはフレームの一部とみなす。</p>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>部品名</th> <th>番 号</th> <th>部品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ハンガ部品</td> <td>(10)</td> <td>チェーン</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ヘッド部品</td> <td>(11)</td> <td>小ギヤ</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ハンドルバー</td> <td>(12)</td> <td>ハブ</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>ハンドルポスト (ハンドルステム)</td> <td>(13)</td> <td>スポーク</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>クランク</td> <td>(14)</td> <td>リム</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>ギヤ板</td> <td>(15)</td> <td>サドル</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>ペダル</td> <td>(16)</td> <td>シートポスト</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>トークリップ</td> <td>(17)</td> <td>チェーン引き</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>クリップバンド</td> <td>(18)</td> <td>タイヤ</td> </tr> </tbody> </table>	番 号	部品名	番 号	部品名	(1)	ハンガ部品	(10)	チェーン	(2)	ヘッド部品	(11)	小ギヤ	(3)	ハンドルバー	(12)	ハブ	(4)	ハンドルポスト (ハンドルステム)	(13)	スポーク	(5)	クランク	(14)	リム	(6)	ギヤ板	(15)	サドル	(7)	ペダル	(16)	シートポスト	(8)	トークリップ	(17)	チェーン引き	(9)	クリップバンド	(18)	タイヤ
番 号	部品名	番 号	部品名																																						
(1)	ハンガ部品	(10)	チェーン																																						
(2)	ヘッド部品	(11)	小ギヤ																																						
(3)	ハンドルバー	(12)	ハブ																																						
(4)	ハンドルポスト (ハンドルステム)	(13)	スポーク																																						
(5)	クランク	(14)	リム																																						
(6)	ギヤ板	(15)	サドル																																						
(7)	ペダル	(16)	シートポスト																																						
(8)	トークリップ	(17)	チェーン引き																																						
(9)	クリップバンド	(18)	タイヤ																																						

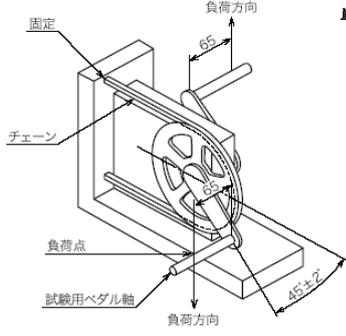
現 行	改 正 案																
<p>(1) ハンガー</p> <p>ア クランク軸に下図のように荷重を加えて、軸が折損したときの破断荷重は、20 kN 以上であって荷重 (kN) と中央のたわみ (mm) の積は、30N・m 以上とする。</p>  <p>イ 各部のかたさは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>クランク 軸 玉 当 て 部</td> <td>H R C 52 以 上</td> </tr> <tr> <td>ハン ガ わ ん</td> <td>H R A 77 以 上</td> </tr> </table> <p>(2) ヘッド</p> <p>ア ヘッド部品は、直径の両端に荷重を静かに加えて、その内径を3%圧縮したとき、破損しないものとする。</p> <p>イ 各部のかたさは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>上 下 玉 押 し</td> <td>H R A 77 以 上</td> </tr> <tr> <td>上 下 わ ん</td> <td>H R A 73 以 上</td> </tr> </table>	クランク 軸 玉 当 て 部	H R C 52 以 上	ハン ガ わ ん	H R A 77 以 上	上 下 玉 押 し	H R A 77 以 上	上 下 わ ん	H R A 73 以 上	<p>(1) ハンガ部品</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ 各部のかたさは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>クランク 軸 玉 当 たり 部</td> <td>52 H R C 以 上</td> </tr> <tr> <td>ハン ガ わ ん</td> <td>77 H R A 以 上</td> </tr> </table> <p>(2) ヘッド部品</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ 各部のかたさは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>上 下 玉 押 し</td> <td>77 H R A 以 上</td> </tr> <tr> <td>上 下 わ ん</td> <td>73 H R A 以 上</td> </tr> </table>	クランク 軸 玉 当 たり 部	52 H R C 以 上	ハン ガ わ ん	77 H R A 以 上	上 下 玉 押 し	77 H R A 以 上	上 下 わ ん	73 H R A 以 上
クランク 軸 玉 当 て 部	H R C 52 以 上																
ハン ガ わ ん	H R A 77 以 上																
上 下 玉 押 し	H R A 77 以 上																
上 下 わ ん	H R A 73 以 上																
クランク 軸 玉 当 たり 部	52 H R C 以 上																
ハン ガ わ ん	77 H R A 以 上																
上 下 玉 押 し	77 H R A 以 上																
上 下 わ ん	73 H R A 以 上																

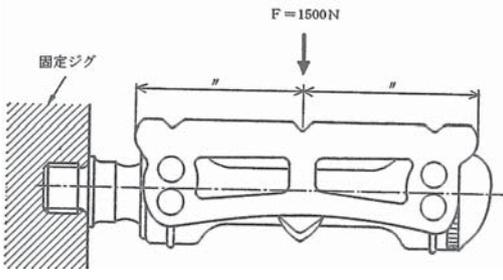
現 行	改 正 案
<p>(3) ハンドルバー</p> <p>ア 下図のように、ハンドルバーを保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40mm 位置に 500N の荷重を静かに加えて 1 分間放置し、荷重を取り除いたとき荷重点永久ひずみは 2mm を超えないものとする。</p>  <p>イ 下図のように、ハンドルバーを保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40 mm の位置に、ハンドルバー中心線に対し上方 70 度の方向に、左右それぞれ 250N の押し及び引き荷重を左右交互に 1 分間 100 回の速さで繰り返し、120,000 回加えたときハンドルバーの各部に異状が生じないものとする。</p> 	<p>(3) ハンドルバー</p> <p>ア 下図のように、ハンドルバーを保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40mm の位置に 500N の荷重を静かに加えて 1 分間放置し、荷重を取り除いたとき荷重点の永久ひずみは 2mm を超えないものとする。</p> <p>(同 左)</p> <p>イ 下図のように、ハンドルバーを保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40 mm の位置に、ハンドルバー中心線に対し上方 70° の方向に、左右それぞれ 250N の押し及び引き荷重を左右交互に 1 分間に 100 回の速さで繰り返し、120,000 回加えたときハンドルバーの各部に異状が生じないものとする。</p> <p>(同 左)</p>

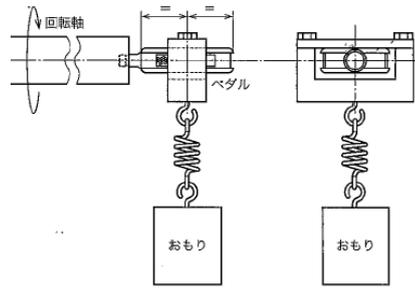
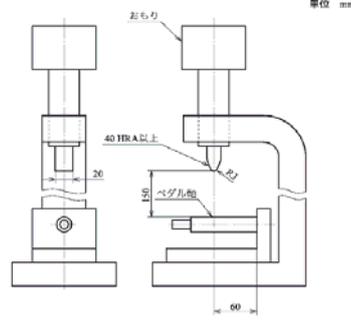
現 行	改 正 案
<p>(4) ハンドルポスト (ハンドルステム)</p> <p>下図のように、ハンドルポスト (ハンドルステム) をはめあい部で保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40 mm の位置にハンドルバー中心線に対し、上方 70 度の方向に左右それぞれに 250N の押し及び引き荷重を交互に 1 分間 100 回の速さで繰り返し 120,000 回加えたとき、ハンドルポスト (ハンドルステム) の各部に異状が生じないものとする。</p>  <p>なお、試験に使用するハンドルバーは次の標準による。</p> <p>ア 材質は J I S G3445 の機械構造用炭素鋼管を使用すること。</p> <p>イ 寸法は下図によること。</p> 	<p>(4) ハンドルポスト (ハンドルステム)</p> <p>下図のように、ハンドルポスト (ハンドルステム) をはめあい部で保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40 mm の位置にハンドルバー中心線に対し、上方 70° の方向に左右それぞれに 250N の押し及び引き荷重を交互に 1 分間に 100 回の速さで繰り返し 120,000 回加えたとき、ハンドルポスト (ハンドルステム) の各部に異状が生じないものとする。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p>

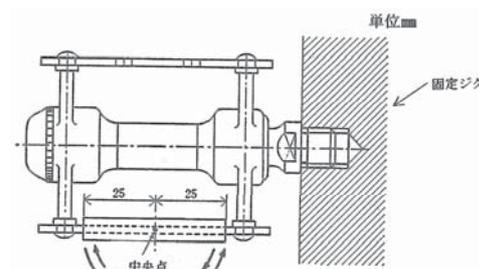
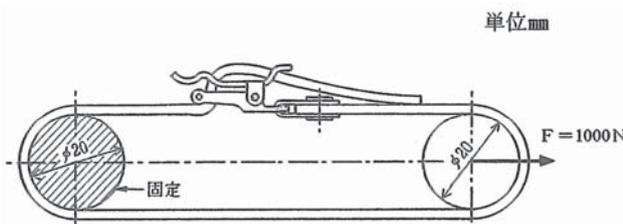
現 行	改 正 案
<p>(5) ギヤクランク</p> <p>ア クランクを試験用クランク軸で水平に固定し、試験用ペダル軸を組み付け、下図のように垂直荷重 1500N を静かに加え 30 秒間放置し、荷重を取り除いたとき荷重点の永久ひずみは 1mm を超えないものとする。</p>  <p style="text-align: right;">単位 mm</p> <p>イ クランクを水平にして大ギヤを固定し、ペダル軸穴の中心に垂直荷重 2000N を静かに加え 1 分間放置したとき、大ギヤとクランクの間にゆるみを生じないものとする。</p> <p>ウ ギヤクランクは、クランク軸に取り付けて、下図のとおり試験機に取り付け、右クランクのペダルはめあい部に最大振幅時に 600N の交番荷重がかかるようにして、負荷点に振幅上下方向に毎分 450 回の振動を加え、120,000 回試験したとき、クランク軸との取付部のゆるみ及びその他の部分に異状がないものとする。</p>	<p>(5) クランク</p> <p>ア クランクを試験用クランク軸で水平に固定し、試験用ペダル軸を組み付け、下図のように垂直荷重 1500N を静かに加え 1 分間放置し、荷重を取り除いたとき荷重点の永久ひずみは 1mm を超えないものとする。</p>  <p style="text-align: right;">単位 mm</p> <p>(削る) ※第 6 号アの一部を変更して記載</p> <p>イ 下図のように、試験用クランク軸及び試験用ペダル軸にクランクを組み付け、クランク下げ角が $45^\circ \pm 2^\circ$ となるようギヤ板を組み付けチェーンで固定し、試験用ペダル軸のクランク取付面から 65mm の位置に 1800N の力を 25Hz 以下の周波数で 100,000 試験サイクル加えたとき、クランクにひび割れ及び折損がなく、クランクとクランク軸の結合部にがたつきを生じてはならない。なお、力の方向は右クランクは下方向、左クランクは上方向で交互に力をかけるものとする。</p>

現 行	改 正 案				
 <p style="text-align: center;">試験用ラッグ</p> <p>左クランク 固定棒</p> <p>加振台</p> <p>エ 大ギヤの横及び縦の振れは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">歯底部の横振れ</td> <td style="text-align: center;">1.0 mm 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歯底部の縦振れ</td> <td style="text-align: center;">0.3 mm 以下</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	歯底部の横振れ	1.0 mm 以下	歯底部の縦振れ	0.3 mm 以下	 <p style="text-align: right;">単位 mm</p> <p>(削る) ※第 6 号ウの一部を変更して記載</p> <p>(6) ギヤ板</p> <p>ア クランクを水平にしてギヤ板を固定し、ペダル軸穴の中心に垂直荷重 2000N を静かに加え 1 分間放置したとき、ギヤ板とクランクの間にゆるみを生じないものとする。</p> <p>イ 下図のように、試験用クランク軸及び試験用ペダル軸に 175mm 長さのクランクを組み付け、クランク下げ角が $45^\circ \pm 2^\circ$ となるようギヤ板を組み付けチェーンで固定し、試験用ペダル軸のクランク取付面から 65mm の位置に 1800N の力を 25Hz 以下の周波数で 100,000 試験サイクル加えたとき、ギヤ板にひび割れ及び折損がなく、ギヤ板とクランクの間にがたつきを生じてはならない。なお、力の方向は右クランクは下方向、左クランクは上方向で交互に力をかけるものとする。</p>
歯底部の横振れ	1.0 mm 以下				
歯底部の縦振れ	0.3 mm 以下				

現 行	改 正 案				
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) ペダル</p> <p>ア ペダルを下図のとおりクランクはめあいねじで水平に固定し、中心部に 1500N の荷重を加え 30 秒間放置し、荷重を取り除いたとき荷重点の永久ひずみは 1.5 mm を超えないものとする。</p>	<div style="text-align: right;">単位 mm</div>  <p>ウ ギヤ板の横及び縦の振れは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">歯 底 部 の 横 振 れ</td> <td style="text-align: center;">1.0 mm 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歯 底 部 の 縦 振 れ</td> <td style="text-align: center;">0.3 mm 以下</td> </tr> </table> <p>(7) ペダル</p> <p>ア (同 左)</p>	歯 底 部 の 横 振 れ	1.0 mm 以下	歯 底 部 の 縦 振 れ	0.3 mm 以下
歯 底 部 の 横 振 れ	1.0 mm 以下				
歯 底 部 の 縦 振 れ	0.3 mm 以下				

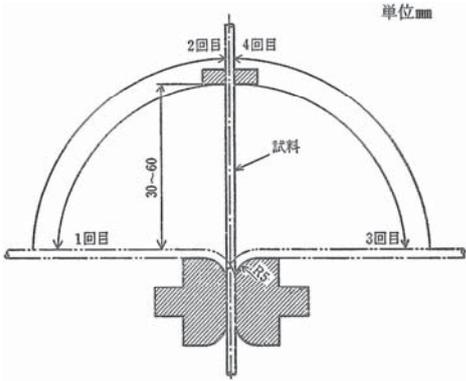
現 行	改 正 案												
<div style="text-align: right;">単位 mm</div>  <p>イ 各部のかたさは下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">軸 玉 当 たり 部</td> <td style="text-align: center;">H R A 76 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">玉 押 し</td> <td style="text-align: center;">H R A 78 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内わん、外わん</td> <td style="text-align: center;">H R A 72 以上</td> </tr> </table> <p>ウ 内わん、外わんは、直径の両端に荷重を静かに加えてその内径を 3% 圧縮したとき、破損しないものとする。</p> <p>エ ペダルは、わく部に 800N の荷重を加え、軸部を毎分 100 回転の速度で 10,000 回転したとき、玉押しのしめあげ角度は 90 度以下とする。ただし、回転試験前後における玉押しのしめあげトルクは、0.5N・m を標準とする。</p>	軸 玉 当 たり 部	H R A 76 以上	玉 押 し	H R A 78 以上	内わん、外わん	H R A 72 以上	<p>(同 左)</p> <p>イ 各部のかたさは下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">軸 玉 当 たり 部</td> <td style="text-align: center;">76 H R A 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">玉 押 し</td> <td style="text-align: center;">78 H R A 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内わん、外わん</td> <td style="text-align: center;">72 H R A 以上</td> </tr> </table> <p>ウ (同 左)</p> <p>エ 下図のように、一对のペダルを回転軸に組み付け、ペダル体の中央に質量 90kg のおもりを回転に伴う振動が最小限になるようにはねで吊り下げる。この状態で、回転軸が過熱しないよう軸受け面の材質に適した速度で 100,000 回転したとき、ペダル軸にひび割れ及び折損がないものとする。</p>	軸 玉 当 たり 部	76 H R A 以上	玉 押 し	78 H R A 以上	内わん、外わん	72 H R A 以上
軸 玉 当 たり 部	H R A 76 以上												
玉 押 し	H R A 78 以上												
内わん、外わん	H R A 72 以上												
軸 玉 当 たり 部	76 H R A 以上												
玉 押 し	78 H R A 以上												
内わん、外わん	72 H R A 以上												

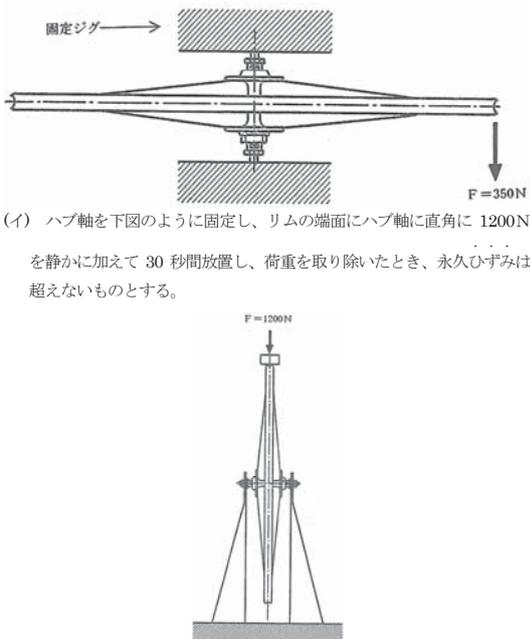
現 行	改 正 案
(追加)	
(追加)	<p>オ 下図のように、ペダル軸を固定具に水平に固定し、クランク胴付け部から 60mm の箇所におもりを 150mm の高さから落下させたとき、ペダル軸にひび割れ及び折損がないものとする。</p>
(追加)	

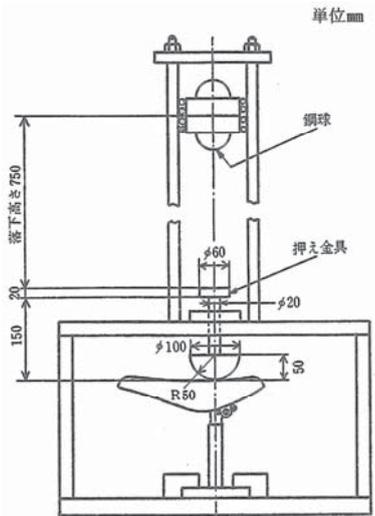
現 行	改 正 案
<p>オ ペダルの後部側板に、下図のとおりその中央点を軸として左右に 50N・m のトルクを加えたとき、異状が生じないものとする。</p> 	<p>カ (同 左)</p> <p>(同 左)</p>
<p>(7) トークリップ わん曲部は十分弾性を有すること。</p> <p>(8) クリップバンド ア 下図の方法で引っ張り試験を行ったとき、その引っ張り強さは 1000N 以上とする。</p> 	<p>(8) トークリップ (同 左)</p> <p>(9) クリップバンド ア (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

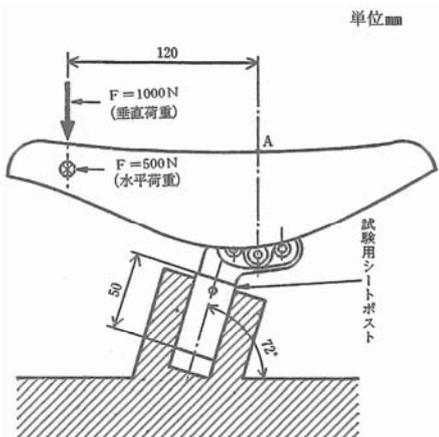
現 行	改 正 案												
<p>イ クリップバンドを、下図のとおり締め付けた状態で、引っ張り試験機に取り付け、1 分間当たり 500 mm の引っ張り速度で 100N の引っ張り荷重になるまで加えた後、引っ張り荷重がなくなるまで戻す。これを 1 回としてその操作を 50 回繰り返し、このとき締め付けのゆるみが 20 mm 以下であり、その他使用上支障のある異状が生じないものとする。</p>	<p>イ (同 左)</p>												
<p>単位mm</p>	<p>(同 左)</p>												
<p>(9) チェーン</p> <p>ア 各部のかたさは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ピンブッシュ</td> <td>H V 520 以上</td> <td>H R A 76 以上</td> </tr> <tr> <td>ローラ</td> <td>H V 380 以上</td> <td>H R A 70 以上</td> </tr> </table> <p>イ 切断荷重は 9000N 以上とする。</p> <p>ウ 歯数 12 の小ギヤにチェーンをかけたとき、こまのつなぎ目は円滑に回転するものとする。</p> <p>エ チェーン的一端を固定し、他端に 100N の荷重を加えたときの伸びは、100 ピッチにつき 3mm を超えないものとする。</p>	ピンブッシュ	H V 520 以上	H R A 76 以上	ローラ	H V 380 以上	H R A 70 以上	<p>(10) チェーン</p> <p>ア 各部のかたさは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>ピンブッシュ</td> <td>520 H V 以上</td> <td>76 H R A 以上</td> </tr> <tr> <td>ローラ</td> <td>380 H V 以上</td> <td>70 H R A 以上</td> </tr> </table> <p>イ (同 左)</p> <p>ウ (同 左)</p> <p>エ (同 左)</p>	ピンブッシュ	520 H V 以上	76 H R A 以上	ローラ	380 H V 以上	70 H R A 以上
ピンブッシュ	H V 520 以上	H R A 76 以上											
ローラ	H V 380 以上	H R A 70 以上											
ピンブッシュ	520 H V 以上	76 H R A 以上											
ローラ	380 H V 以上	70 H R A 以上											

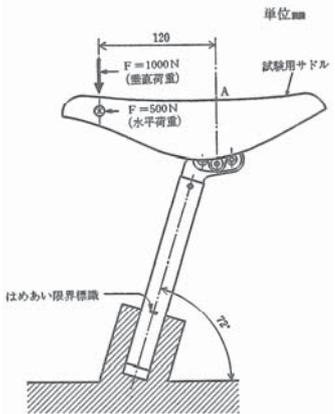
現 行	改 正 案																
<p>(10) 小ギヤ</p> <p>ア 歯の横及び縦の振れは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>歯 底 部 の 横 振 れ</td> <td>0.15 mm 以下</td> </tr> <tr> <td>歯 底 部 の 縦 振 れ</td> <td>0.15 mm 以下</td> </tr> </table> <p>イ 歯のかたさは、鉄製の場合は HRA 75~82、軽合金製の場合は HRB 82 以上とする。</p> <p>ウ ギヤの直径の両端に荷重を静かに加えてその内径を 3% 圧縮したとき、破損しないものとする。</p>	歯 底 部 の 横 振 れ	0.15 mm 以下	歯 底 部 の 縦 振 れ	0.15 mm 以下	<p>(11) 小ギヤ</p> <p>ア (同 左)</p> <p>イ 歯のかたさは、鉄製の場合は 75~82HRA、軽合金製の場合は 82HRB 以上とする。</p> <p>ウ (同 左)</p>												
歯 底 部 の 横 振 れ	0.15 mm 以下																
歯 底 部 の 縦 振 れ	0.15 mm 以下																
<p>(11) ハブ</p> <p>ア ハブ軸を固定しハブ体を回転したとき、つばの先端における振れは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>横 振 れ</td> <td>0.1 mm 以下</td> </tr> <tr> <td>縦 振 れ</td> <td>0.2 mm 以下</td> </tr> </table> <p>イ 玉押し及びつばのかたさは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>玉 押 し</td> <td>H R C 52 以上</td> </tr> <tr> <td>つ ば</td> <td>H R B 40 以上</td> </tr> <tr> <td>わ ん</td> <td>H R A 72 以上</td> </tr> </table> <p>ウ 後ハブは、軸を固定し、ハブ体に 1200N の荷重を加え毎分 250 回転の速度で 40,000 回転したとき、玉押しのしめあげ角度は 190 度以下で、玉当り部のはく離、著しい消耗及びその他の欠点を生じないものとする。ただし、回転試験前後における玉押しのしめあげトルクは 1N・m を標準とする。</p> <p>エ スポーク穴の数は、前後とも 36 以上とする。</p>	横 振 れ	0.1 mm 以下	縦 振 れ	0.2 mm 以下	玉 押 し	H R C 52 以上	つ ば	H R B 40 以上	わ ん	H R A 72 以上	<p>(12) ハブ</p> <p>ア (同 左)</p> <p>イ 玉押し及びつばのかたさは下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>玉 押 し</td> <td>52 H R C 以上</td> </tr> <tr> <td>つ ば</td> <td>40 H R B 以上</td> </tr> <tr> <td>わ ん</td> <td>72 H R A 以上</td> </tr> </table> <p>ウ ハブ軸を固定し、前ハブはハブ体に 1200N の荷重を加え、後ハブはハブ体に 1800N の荷重を加え、毎分 250 回転の速度で 100,000 回転したとき、玉押しのしめあげ角度は 190° 以下で、玉当り部のはく離、著しい消耗、がたつき及びその他の欠点を生じないものとする。ただし、回転試験前後における玉押しのしめあげトルクは 1N・m を標準とする。</p> <p>エ (同 左)</p>	玉 押 し	52 H R C 以上	つ ば	40 H R B 以上	わ ん	72 H R A 以上
横 振 れ	0.1 mm 以下																
縦 振 れ	0.2 mm 以下																
玉 押 し	H R C 52 以上																
つ ば	H R B 40 以上																
わ ん	H R A 72 以上																
玉 押 し	52 H R C 以上																
つ ば	40 H R B 以上																
わ ん	72 H R A 以上																

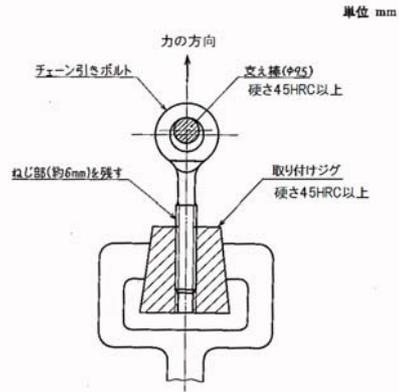
現 行	改 正 案
<p>(12) スポーク</p> <p>ア スポークの引っ張り強さは2100N以上とする。</p> <p>イ 下図のとおり繰り返し曲げ試験を8回行って裂けきずが生じないものとする。</p> 	<p>(13) スポーク</p> <p>ア (同 左)</p> <p>イ 下図のとおりスポークの中央部で繰り返し曲げを8回行って裂けきずが生じないものとする。</p> <p>(同 左)</p>

現 行	改 正 案
<p>(13) リム</p> <p>ア スポーク穴のピッチの最大差は4mmとする。</p> <p>イ 断面の形状は左右対称とし、その最大差は0.5mmとする。</p> <p>(ア) 車輪を下図のとおりハブ軸を固定し、リムの一点に350Nの力を30秒間加えたとき、車輪の屈曲等の破損が生じないものとする。</p>  <p>(イ) ハブ軸を下図のように固定し、リムの端面にハブ軸に直角に1200Nの荷重を静かに加えて30秒間放置し、荷重を取り除いたとき、永久ひずみは1mmを超えないものとする。</p>	<p>(14) リム</p> <p>ア スポーク穴のピッチの最大差は2mmとする。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>(ア) (同 左)</p> <p>(イ) (同 左)</p>

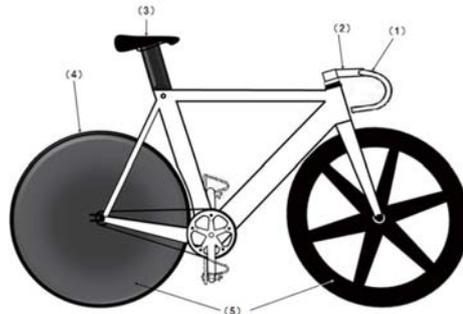
現 行	改 正 案
<p>ウ ビード周長は、<u>1,975mm±15</u>とする。</p> <p>エ スポーク穴の数は 36 以上とする。</p> <p>(14) サドル</p> <p>ア 革製トップの厚さは 3mm 以上で、引っ張り強さ $25\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、伸び 15% 以上とする。</p> <p>合成樹脂製トップは、-20°C に 30 分間保冷した後、直ちに下図のとおり取り付け、質量 8kg の鋼球を 750mm の高さから落下させたとき、各部が破損しないものとする。</p> 	<p>ウ ビード周長は、<u>1,975±15mm</u>とする。</p> <p>エ (同 左)</p> <p>(15) サドル</p> <p>ア (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

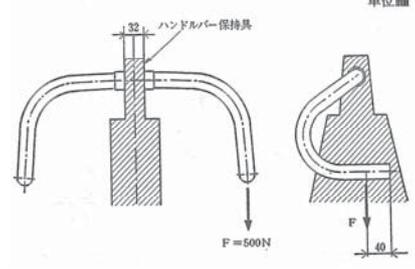
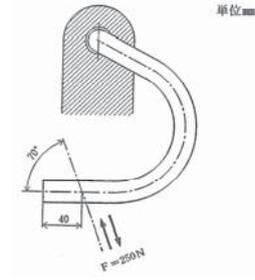
現 行	改 正 案
<p>イ 下図のとおりサドルトップ上面が水平になるように固定したときの強度は次のとおりとする。</p> <p>(ア) A 点から 120mm の点に垂直に 1000N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置し、荷重を取り除いたとき、舟線の固定にゆるみが生じないものとする。</p> <p>(イ) A 点から 120mm の点に水平に 500N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置し、荷重を除いたとき、舟線の固定にゆるみが生じないものとする。</p> 	<p>イ (同 左)</p> <p>(ア) (同 左)</p> <p>(イ) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

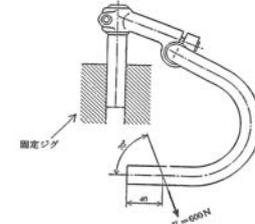
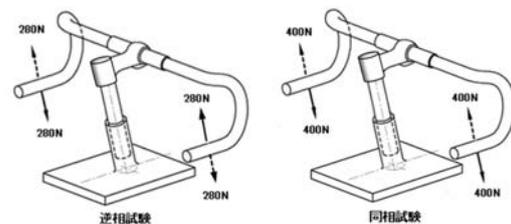
現 行	改 正 案
<p>(15) シートポスト</p> <p>ア シートポストに下図のとおり試験用サドルを水平に取り付けたときの強度は次のとおりとする。</p> <p>(ア) A点から 120 mmの点に垂直に 1000Nの荷重を静かに加えて2分間放置し、荷重を取り除いたとき、押さえ金具の固定にゆるみが生じるなどの異状がないものとする。</p> <p>(イ) A点から 120 mmの点に水平に 500Nの荷重を静かに加えて2分間放置し、荷重を取り除いたとき押さえ金具の固定にゆるみが生じるなどの異状がないものとする。</p>  <p>イ シートポストの強度は、サドル取付ボルトの各々を 20N・m のトルクで締め付けたとき、各部に割れ等の異状が生じないものとする。</p>	<p>(16) シートポスト</p> <p>ア (同 左)</p> <p>(ア) (同 左)</p> <p>(イ) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>イ (同 左)</p>

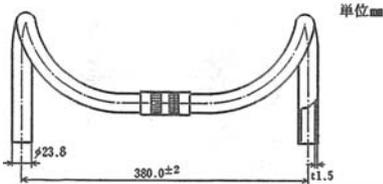
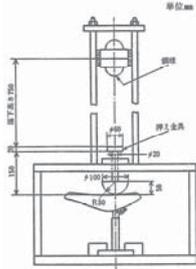
現 行	改 正 案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(17) チェーン引き</p> <p>下図のように、チェーン引きボルトを取り付けジグに固定し、力を加えたときのチェーン引きボルトの破断強度は 4900N 以上とする。</p> 

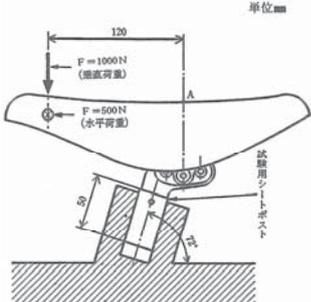
現 行	改 正 案																		
<p>(16) タイヤ</p> <p>ア タイヤはチューブラタイヤとし、トレッドゴムは平面にしたとき幅 27 mm 以上であって、すべり止めトレッドパターンを施し、その最頂部は厚さ 1 mm 以上とする。</p> <p>イ チューブは、気泡その他異物の混入がないものとし、継ぎ目は 2ヶ所以上ないものとする。</p> <p>ウ タイヤはトレッド部、サイド部及インナフリップ部の各部に異物の混入、その他の欠陥がないものとする。</p> <p>エ タイヤの耐圧力は水圧試験において 1750 k Pa 以上とする。</p> <p>オ タイヤの収縮率は次式によって求めたとき 10%以上とする。</p> <p>算式：$\frac{A-B}{A} \times 100$</p> <p>A：リムに装着したときの外径寸法 B：リムに装着しないときの外径寸法 ただし、この場合における試験内圧はいずれも 600 k Pa とする。</p> <p>カ チューブの引っ張り強さは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">引 張 強 さ</th> <th style="width: 35%;">伸 び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴ ム チ ュ ー ブ</td> <td style="text-align: center;">60N/cm</td> <td style="text-align: center;">600%以上</td> </tr> <tr> <td>ラ テ ッ ク ス チ ュ ー ブ</td> <td style="text-align: center;">50N/cm</td> <td style="text-align: center;">600%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ トレッドゴムの引っ張り強さは、10 mm幅の試験片で 120N以上とする。</p> <p>ク すだれ布の強度は、10 mmにつき 300N以上とする。</p> <p>ケ タイヤフリップの接着力は、常温にて 12N以上、50℃に 1 時間加熱直後の状態で 11N以上とする。</p>		引 張 強 さ	伸 び	ゴ ム チ ュ ー ブ	60N/cm	600%以上	ラ テ ッ ク ス チ ュ ー ブ	50N/cm	600%以上	<p>(18) タイヤ</p> <p>ア タイヤはチューブラタイヤとし、直径は 21mm 以上、トレッドゴムは平面にしたとき幅 27 mm 以上であって、すべり止めトレッドパターンを施し、その最頂部は厚さ 1 mm 以上とする。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ウ (同 左)</p> <p>エ (同 左)</p> <p>オ (同 左)</p> <p>カ チューブの引っ張り強さは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">引 張 強 さ</th> <th style="width: 35%;">伸 び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴ ム チ ュ ー ブ</td> <td style="text-align: center;">60N/cm以上</td> <td style="text-align: center;">600%以上</td> </tr> <tr> <td>ラ テ ッ ク ス チ ュ ー ブ</td> <td style="text-align: center;">50N/cm以上</td> <td style="text-align: center;">600%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ (同 左)</p> <p>ク (同 左)</p> <p>ケ (同 左)</p>		引 張 強 さ	伸 び	ゴ ム チ ュ ー ブ	60N/cm以上	600%以上	ラ テ ッ ク ス チ ュ ー ブ	50N/cm以上	600%以上
	引 張 強 さ	伸 び																	
ゴ ム チ ュ ー ブ	60N/cm	600%以上																	
ラ テ ッ ク ス チ ュ ー ブ	50N/cm	600%以上																	
	引 張 強 さ	伸 び																	
ゴ ム チ ュ ー ブ	60N/cm以上	600%以上																	
ラ テ ッ ク ス チ ュ ー ブ	50N/cm以上	600%以上																	

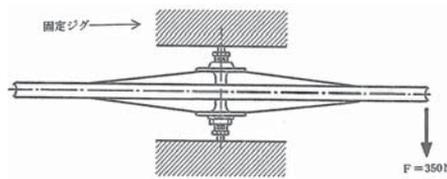
現 行	改 正 案																
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>4 <u>カーボン製フレーム競走車部品別基準</u></p> <p>カーボン製フレームにおいては、以下に示す部品を使用することができる。</p>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">番 号</th> <th style="width: 25%;">部 品 名</th> <th style="width: 25%;">番 号</th> <th style="width: 25%;">部 品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>ハンドルバー</td> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>タイヤ注1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>ハンドルステム</td> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>ホイール注2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>サドル</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 「(4) タイヤ」は「(5) ホイール」に装着できるタイヤを指す。 注2) ホイールとは、パトンホイール及びディスクホイールを指す。</p> <p>(1) <u>ハンドルバー</u></p> <p>ア 下図のように、ハンドルバーを保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40mm の位置に 500N の荷重を静かに加えて 1 分間放置し、荷重を取り除いたとき荷重点の永久ひずみは 2 mm を超えないものとする。</p>	番 号	部 品 名	番 号	部 品 名	(1)	ハンドルバー	(4)	タイヤ注1)	(2)	ハンドルステム	(5)	ホイール注2)	(3)	サドル		
番 号	部 品 名	番 号	部 品 名														
(1)	ハンドルバー	(4)	タイヤ注1)														
(2)	ハンドルステム	(5)	ホイール注2)														
(3)	サドル																

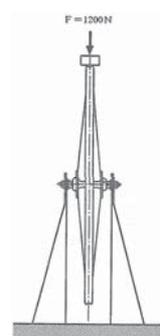
現 行	改 正 案
(追加)	 <p style="text-align: right;">単位mm</p>
(追加)	<p>イ 下図のように、ハンドルバーを保持具に固定し、ハンドルバーの端から 40mm の位置に、ハンドルバー中心線に対し上方 70° の方向に、左右それぞれ 250N の押し及び引き荷重を左右交互に 1 分間に 100 回の速さで繰り返し、120,000 回加えたときハンドルバーの各部に異状が生じないものとする。</p>
(追加)	 <p style="text-align: right;">単位mm</p>
(追加)	<p>ウ 材質はスチールまたはアルミニウム合金とする。</p>

現 行	改 正 案
(追加)	(2) ハンドルステム
(追加)	<p>ア 下図のように、ハンドルステムを保持具に固定したホークステム又はソリッドスチールバーに取り付ける。ハンドルバーの端から 40mm の位置にハンドルバー中心線に対し、70° の方向で下向きに 600N の荷重を加えて 30 秒間放置の後、荷重を取り除いたとき、荷重部分の永久ひずみは 2mm 以下とする。</p>
(追加)	 <p style="text-align: right;">単位mm</p>
(追加)	<p>イ 下図のように、ハンドルステムを保持具に固定したホークステム又はソリッドスチールバーに取り付ける。ハンドルバーの端から 50mm の位置にステム軸線に平行な力を、25Hz 以下の周波数で、はじめに±280N の逆相の力を 100,000 試験サイクル、±400N の同相の力を 100,000 試験サイクル加えたとき、各部に異状が生じないものとする。</p>
(追加)	 <p style="text-align: center;">逆相試験 同相試験</p>

現 行	改 正 案
(追加)	<p>なお、ハンドルステムの試験に使用するハンドルバーは次の標準による。 ア) 材質は J I S G 3445 の機械構造用炭素鋼管を使用する。 イ) 寸法は下図によること。</p>
(追加)	 <p style="text-align: right;">単位mm</p>
(追加)	<p>ウ) 材質はスチールまたはアルミニウム合金とする。</p>
(追加) (追加) (追加)	<p>(3) サドル ア) 革製トップの厚さは 3mm 以上で、引っ張り強さ 25N/mm²以上、伸び 15%以上とする。 合成樹脂製トップは、-20℃に 30 分間保冷した後、直ちに下図のとおり取り付け、質量 8 k g の鋼球を 750mm の高さから落下させたとき、各部が破損しないものとする。</p>
(追加)	 <p style="text-align: right;">単位mm</p>

現 行	改 正 案
(追加) (追加)	<p>イ) サドルの全長は、240mm~300mm とする。 ウ) 下図のとおりサドルトップ上面が水平になるように固定したときの強度は次のとおりとする。 (ア) A 点から 120mm の点に垂直に 1000N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置し、荷重を取り除いたとき、舟線の固定にゆるみが生じないものとする。 (イ) A 点から 120mm の点に水平に 500N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置し、荷重を取り除いたとき、舟線の固定にゆるみが生じないものとする。</p>
(追加)	 <p style="text-align: right;">単位mm</p>
(追加) (追加)	<p>(4) タイヤ ア) タイヤはチューブラータイヤとし、直径は 21mm 以上、トレッドゴムは平面にしたとき幅 20 mm 以上であつて、すべり止めトレッドパターンを施し、その最頂部は厚さ 0.7 mm 以上とする。</p>
(追加)	<p>イ) チューブは、気泡その他異物の混入がないものとし、継ぎ目は 2ヶ所以上ないものとする。</p>
(追加)	<p>ウ) タイヤはトレッド部、サイド部及びインナフラップ部の各部に異物の混入、その他の欠陥がないものとする。</p>
(追加)	<p>エ) タイヤの耐圧力は水圧試験において 1750 k Pa 以上とする。</p>

現 行	改 正 案									
(追加)	<p>オ タイヤの収縮率は次式によって求めたとき 10%以上とする。</p> <p>算式：$\frac{A-B}{A} \times 100$</p> <p>A：リムに装着したときの外径寸法 B：リムに装着しないときの外径寸法 ただし、この場合における試験内圧はいずれも 600 k Pa とする。</p>									
(追加)	<p>カ チューブの引っ張り強さは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">引っ張り強さ</th> <th style="width: 35%;">伸 び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム チューブ</td> <td>60N/cm以上</td> <td>600%以上</td> </tr> <tr> <td>ラテックスチューブ</td> <td>50N/cm以上</td> <td>600%以上</td> </tr> </tbody> </table>		引っ張り強さ	伸 び	ゴム チューブ	60N/cm以上	600%以上	ラテックスチューブ	50N/cm以上	600%以上
	引っ張り強さ	伸 び								
ゴム チューブ	60N/cm以上	600%以上								
ラテックスチューブ	50N/cm以上	600%以上								
(追加)	<p>キ トレッドゴムの引っ張り強さは、10 mm幅の試験片で 120N以上とする。</p>									
(追加)	<p>ク すだれ布の強度は、10 mmにつき 300N以上とする。</p>									
(追加)	<p>ケ タイヤフラップの接着力は、常温にて 12N以上、50℃に 1 時間加熱直後の状態で 11N以上とする。</p>									
(追加)	<p>(5) ホイール</p>									
(追加)	<p>ア ビード周長は、1.975±20 mm とする。</p>									
(追加)	<p>イ ホイールは直径 21 mm以上のタイヤを装着できなければならない。</p>									
(追加)	<p>ウ 下図のように、ホイールの車軸を固定し、ホイール側面の一点に 350N の力を 30 秒間加えたとき、ホイールの屈曲等の破損が生じないものとする。</p>									
(追加)										

現 行	改 正 案
(追加)	<p>エ 下図のように、車軸を固定し、ホイール端面に車軸に直角に 1200N の荷重を静かに加えて 30 秒間放置し、荷重を取り除いたとき、永久ひずみは 1 mmを超えないものとする。</p>
(追加)	
(追加)	<p>オ ホイールは、横又は縦の振れがあってはならない。ただし、その差があるときは、ホイールを回転させたとき、1 mm以下とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>カ 下図のように、競輪競走で指定された空気圧に調整したホイールを高さ 3mm、幅 120mm の障害板を 1 箇所装着した車輪台上走行試験装置に取り付け、車軸に 600N の荷重をかけ、揺動角±7°、速度 25km/h で 3,000km 走行したとき、ベアリングにがたがなく、著しい消耗及び各部に異状が生じないものとする。</p> <div data-bbox="949 436 1340 806" style="text-align: center;"> </div> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この基準は、平成 23 年 12 月 14 日から施行する。 2 この基準の施行の際、改正前に認定された部品については、この基準に基づき認定されたものとみなす。

登録証記載事項の変更

下記のとおり変更しました。

(23JKA 競運第 66 号 平成 23 年 12 月 8 日)

1. 登録番号及び商標

第 160 号 ブリヂストン

2. 製造業者

埼玉県上尾市中妻 3-1-1

ブリヂストンサイクル株式会社

3. 登録有効期間

平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日まで

4. 変更事項 (代表者)

(旧) 代表取締役社長 渡辺 恵次

(新) 代表取締役社長 竹内 雄二

5. 変更日

平成 23 年 12 月 7 日

登録更新

下記のとおり本財団登録自転車の登録を更新しました。

(23JKA 競運第 68 号 平成 23 年 12 月 15 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 218 号	ボンバー	株式会社 鶴岡レーシング 代表取締役 鶴岡 英実 埼玉県ふじみ野市ふじみ野 1-1-39	平成 3 年 1 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車

(ラグ付きフレームのみ)

3. 登録有効期間

平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで

ボンバー



—ヘッドマーク—



ヘッドマークの変更

下記のとおりヘッドマークを変更しました。

(23JKA 競運第 69 号 平成 23 年 12 月 15 日)

1. 登録自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 160 号	ブリヂストン	ブリヂストンサイクル株式会社 代表取締役社長 竹内 雄二 埼玉県上尾市中妻 3-1-1	昭和 39 年 8 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車

3. 登録有効期間

平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日まで

4. 変更事項

ヘッドマーク

5. 変更年月日

平成 24 年 2 月 1 日

6. ヘッドマーク

新

旧



あっせん

平成 23 年 12 月競輪出場あっせん状況

- 開催状況 (12 月あっせん対象節数)
 - G P 1 競輪場 0 節 (平塚)
 - G I 1 競輪場 1 節 (小倉)
 - G II 1 競輪場 0 節 (平塚)
 - G III 3 競輪場 3 節 (伊東、広島、佐世保)
 - F I 23 競輪場 24 節 (いわき平、前橋、大宮、西武園、京王閣、立川、川崎、平塚、静岡、一宮、名古屋、岐阜、豊橋、松阪、奈良、向日町、岸和田、高松、松山、高知、小倉、久留米、熊本)
 - F II 32 競輪場 40 節

- 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
 - S 級 1,737 人
 - A 級 1・2 班 3,762 人
 - A 級 3 班 1,800 人
 - 合 計 7,299 人

- 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数
 - S 級 2.13 回
 - A 級 1・2 班 2.23 回
 - A 級 3 班 2.52 回

4. あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については南関東・中部・四国・九州地区、A 級については中部・近畿・四国地区が高かった。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行った。

平成 23 年 12 月開催出場あっせん概況表
 平成 23 年 11 月 11 日

区分	級班	S 級	A 級	合計
総 人 員		820	2,434	3,254
非 実 働 人 員		7	39	46
実 働 人 員		813	2,395	3,208
あ っ せ ん 回 数 別 人 員	0 回	7	39	46
	1 回	12	8	20
	2 回	678	1,613	2,291
	3 回	123	776	899
あっせん総数		1,737	5,562	7,299
一人当たり平均		2.13	2.32	2.27

※あっせん本数に参入しない部分の依頼数を除く

開催状況

- G P 平塚 (0 節)
- G I 小倉 (1 節)
- G II 平塚 (0 節)
- G III 伊東、広島、佐世保 (3 節)
- F I いわき平、前橋、大宮、西武園、京王閣、立川、川崎、平塚、静岡、一宮、名古屋、岐阜、豊橋、松阪、奈良、向日町、岸和田、高松、松山、高知、小倉、久留米、熊本 (24 節)
- F II 32 競輪場 (40 節)

合計 68 節

平成 23 年 12 月開催競輪選手需給状況表

平成 23 年 11 月 11 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	54	91	0.59	117	205	0.57	45	80	0.56	162	285	0.57
関 東	270	148	1.82	711	355	2.00	315	161	1.96	1,026	516	1.99
南関東	351	131	2.68	540	255	2.12	270	105	2.57	810	360	2.25
中 部	270	123	2.20	711	142	5.01	315	67	4.70	1,026	209	4.91
近 畿	162	102	1.59	477	200	2.39	225	93	2.42	702	293	2.40
中 国	99	52	1.90	252	146	1.73	180	52	3.46	432	198	2.18
四 国	162	54	3.00	477	138	3.46	225	56	4.02	702	194	3.62
九 州	369	112	3.29	477	240	1.99	225	100	2.25	702	340	2.06
全国計	1,737	813	2.13	3,762	1,681	2.23	1,800	714	2.52	5,562	2,395	2.32
一人当たり平均 あっせん回数	2.13 回			2.23 回			2.52 回			2.32 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
 なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成 24 年 1 月競輪出場あっせん計画

登録・認定数等

平成 23 年 12 月 1 日

- 1. 開催状況 (1 月あっせん対象節数)
 - G III 5 競輪場 5 節
(いわき平、大宮、立川、向日町、和歌山)
 - F I 22 競輪場 23 節
(いわき平、前橋、宇都宮、松戸、千葉、小田原、伊東、一宮、岐阜、大垣、松阪、奈良、岸和田、防府、玉野、高松、観音寺、松山、小倉、武雄、久留米、熊本)
 - F II 29 競輪場 39 節
- 2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)
 - S 級 1,737 人
 - A 級 1・2 班 3,348 人
 - A 級 3 班 1,365 人
 - 合計 6,450 人
- 3. 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数
 - S 級 2.22 回
 - A 級 1・2 班 2.08 回
 - A 級 3 班 1.76 回
- 4. あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については関東・近畿・四国地区、A 級については南関東・中部・四国・九州地区が高い。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

項目	現在数	摘 要	
登録選手数	3,200 名	S 級 819 名	A 級 2,381 名
		SS 18	A 1 854
		S 1 263 2 538	2 832 3 695
先頭誘導 選手数	2,272 名		
審判員数	763 名		
検車員数	821 名		

平成 24 年 1 月開催競輪選手需給計画表

平成 23 年 11 月 11 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	153	82	1.87	54	198	0.27	0	91	0.00	54	289	0.19
関 東	360	153	2.35	432	325	1.33	175	176	0.99	607	501	1.21
南関東	216	127	1.70	648	250	2.59	280	106	2.64	928	356	2.61
中 部	216	103	2.10	702	151	4.65	315	71	4.44	1,017	222	4.58
近 畿	306	97	3.15	270	191	1.41	105	104	1.01	375	295	1.27
中 国	108	51	2.12	270	141	1.91	105	54	1.94	375	195	1.92
四 国	162	64	2.53	378	127	2.98	140	57	2.46	518	184	2.82
九 州	216	105	2.06	594	221	2.69	245	116	2.11	839	337	2.49
全国計	1,737	782	2.22	3,348	1,604	2.08	1,365	775	1.76	4,713	2,379	1.98
一人当たり平均 あっせん回数	2.22 回			2.08 回			1.76 回			1.98 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車券売上状況

(平成23年11月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	平成23年度累計(4月～11月)			
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催 日数
函館	0	0	0	0	0	0	14,803,063,900	9,020,622,100	2,127,525	58
青森	0	0	0	0	0	0	11,227,454,800	8,453,567,200	1,365,600	52
いわき平	2,011,486,300	1,183,550,300	608,031,700	304,729	9	6,601	4,935,083,200	2,439,329,900	747,760	24
弥彦	822,958,000	551,477,700	202,977,700	120,407	6	6,835	14,620,035,500	10,761,740,700	1,464,582	52
前橋	354,112,500	124,870,600	125,843,700	73,005	6	4,851	13,749,300,700	10,147,163,400	1,358,148	31
取手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮	180,945,500	36,843,300	59,070,300	28,702	3	6,304	9,782,683,400	6,937,813,300	978,972	28
大宮	258,448,800	98,576,900	76,031,100	32,831	2	7,872	3,995,367,300	2,005,161,100	490,986	23
西武園	635,578,700	186,272,600	194,444,000	101,152	6	6,283	11,063,796,100	6,778,143,500	1,197,305	40
京王閣	1,355,912,300	535,723,700	590,282,500	197,559	6	6,863	12,934,985,300	8,100,752,200	1,538,698	31
立川	1,437,995,700	797,330,800	306,793,700	172,433	6	8,339	6,413,979,400	3,284,778,800	874,747	36
松戸	1,365,032,800	478,313,000	625,676,000	230,326	6	5,927	27,418,257,300	19,030,212,900	2,790,552	44
千葉	686,287,500	408,354,200	172,987,700	106,463	6	6,446	10,988,149,700	8,402,013,200	1,209,639	34
川崎	584,291,500	210,360,900	281,380,200	86,769	3	6,734	6,562,165,800	2,332,065,400	1,028,881	33
平塚	690,193,700	293,861,300	161,586,000	90,059	3	7,664	12,225,555,200	6,421,188,100	1,444,107	34
小田原	429,858,100	68,054,000	141,891,400	67,006	6	6,415	11,139,281,200	7,691,066,700	1,052,567	31
伊東温泉	344,850,100	69,593,400	165,283,700	73,570	5	4,687	3,474,120,800	1,675,209,600	625,021	32
静岡	5,321,633,600	4,198,979,400	766,747,800	500,648	4	10,629	9,232,952,600	5,197,121,900	1,020,311	37
一宮	294,443,400	0	130,547,400	45,587	6	6,459	9,853,396,900	6,317,366,000	994,101	40
名古屋	527,668,300	208,411,900	119,518,100	70,541	6	7,480	3,254,590,400	886,368,700	445,503	39
岐阜	160,613,600	37,291,500	57,649,700	36,885	3	4,354	15,491,252,100	10,814,195,000	1,383,526	34
大垣	6,478,397,600	5,407,350,200	893,667,800	581,565	4	11,140	8,764,941,400	6,177,486,700	910,758	37
豊橋	142,027,400	7,026,800	58,722,200	36,807	6	3,859	9,306,959,000	6,633,713,700	1,064,929	37
富山	356,441,200	100,637,700	146,610,500	61,971	6	5,752	11,001,822,000	7,383,731,400	1,206,082	56
松阪	456,807,700	279,935,600	116,482,700	64,842	6	7,045	11,234,054,100	8,796,847,900	1,040,839	34
四日市	6,123,411,700	5,073,882,000	865,866,700	570,891	4	10,726	11,208,531,900	6,563,634,300	1,335,477	37
福井	315,251,400	164,490,900	95,327,500	59,095	3	5,335	9,956,549,000	7,202,689,600	1,077,513	46
奈良	400,473,200	197,939,500	100,945,600	78,648	6	5,092	9,825,760,300	6,907,979,400	1,172,719	43
京都向日町	243,933,100	39,573,900	106,990,600	46,416	6	5,255	4,127,589,200	1,984,363,700	545,204	42
和歌山	78,836,300	18,698,300	25,745,000	16,305	3	4,835	2,762,680,900	1,486,269,400	379,723	33
岸和田	1,220,430,500	810,086,600	247,960,700	154,402	6	7,904	20,408,854,400	15,181,386,900	1,885,300	38
玉野	217,311,500	56,952,300	75,576,800	40,815	9	5,324	4,914,948,100	3,613,224,300	603,224	39
広島	218,855,200	18,133,300	88,304,200	35,490	6	6,167	3,329,536,000	1,653,877,800	448,615	39
防府	5,726,558,000	4,721,798,800	895,122,800	551,102	7	10,391	11,518,085,400	8,870,578,900	1,231,637	42
高松	241,627,600	60,859,300	107,102,900	42,563	3	5,677	2,558,795,600	1,090,206,200	346,829	36
観音寺	2,008,908,500	1,641,415,700	314,370,500	184,677	4	10,878	7,697,753,700	6,203,842,200	769,893	28
小松島	402,007,400	211,753,900	111,510,100	53,403	8	7,528	5,218,537,400	4,231,200,600	558,516	18
高知	0	0	0	0	0	0	8,093,121,700	6,046,713,600	787,685	34
高松山	764,769,700	279,284,700	409,218,900	122,142	4	6,261	6,793,372,200	3,728,883,600	869,375	33
小倉	1,232,807,300	416,404,100	730,687,100	195,471	8	6,307	8,126,375,500	2,686,215,900	1,201,108	53
久留米	1,145,688,700	357,096,500	665,697,000	207,818	9	5,513	3,380,223,000	1,466,926,900	540,078	36
武雄	108,576,300	56,173,100	24,136,000	22,381	3	4,851	9,999,450,200	7,177,327,500	1,043,420	40
佐世保	113,061,000	12,392,800	49,917,500	19,765	6	5,720	1,384,765,800	545,964,400	189,064	42
別府	591,725,800	366,215,300	114,963,800	76,242	6	7,761	10,753,211,300	7,928,869,600	1,081,922	46
熊本	0	0	0	0	0	0	2,282,334,200	874,772,700	245,244	31
合計	46,050,217,500	29,785,966,800	11,031,669,600	5,561,483	215	8,280	397,813,723,900	261,132,586,900	44,673,685	1,653

※平成23年8月分より、電話投票に重勝式と民間7賭式(チャリット・オッズパーク)の数値を含む。